

第 11 回びわこ東海道景観協議会 議事要旨

■日時：

令和 4 年 11 月 2 日（水） 10：00～12：00

■場所：

草津市市民交流プラザ 5 階中会議室

■出席委員：

藤本委員（会長）、壽崎委員、宮本委員、古川委員、宇野委員、谷委員、和田委員、二反田委員、山田委員、増田委員、一浦委員、黒澤委員（オブザーバー）

■欠席委員：

武田委員、木村委員、村上委員

■事務局：

草津市都市計画課、大津市都市計画課

■傍聴者：なし

1. 開会

藤本会長挨拶

2. 議事概要

主な意見および質疑は以下のとおり。

■議事（1） 県道 18 号と東海道における屋外広告物の色彩基準（案）について

<事務局>

モデルとする 2 路線および推奨ルールの概要、色彩調査について説明を行い、色彩シミュレーションをご覧いただいた。

<会長>

それでは、色彩基準について皆様のご意見を順番に伺いたい。

<委員>

都市や琵琶湖などそれぞれの項目の中で集中している彩度から大きく外れない範囲で色彩基準を定めるのがいいと思う。

ただし、文化や歴史の背景のもとに彩度が大きく外れている色彩については、残していく必要がある。

<委員>

色彩シュミレーションを見て一番目に飛び込んできたのは看板よりも電線・電柱である。草津の本陣通りも整備されていて趣があって景観が良いが、それを電線・電柱が阻害している。

東海道の彩度6以下（本陣地区の基準）や彩度10以下（住居系用途地域の基準）は考えて作られているなど感じていて、色彩シュミレーションを見ていても、彩度が低い方がその雰囲気合っていると思った。

県道18号については、ドライバーの目線では両サイドに看板があり、距離も遠く気にならない。一概に強い規制をかけるより、むしろ緩める方がいいと感じた。

<委員>

資料1の8ページに、両者共通ルールは推奨基準として上乗せして設定しますと記載されている。改めて確認だが、両市ともに個別の広告物条例があるが、この推奨基準というものをどういう位置付けで、どう上乗せして両市民や事業者理解や実効性を持たせていくのか、現段階の考えを伺いたい。

<事務局>

事務局の中で出ている案としては、両市の基準よりさらに厳しい基準として推奨基準をかけ、その推奨基準に合致するような看板を設置していただいた業者については、例えば優良看板というようなPRをさせていただいたりとか、ホームページ等で周知させていただくというようなところを考えている。

たちまちは推奨基準に強制力を持たせるというようなことではなく、まずは推奨基準を周知し、その基準が広がった段階で、状況を見ながら条例化等の判断をしていきたい。

<委員>

色彩調査をされたことについては非常に興味深いと感じた。

ただ、色彩は季節や天候によっても変わるものであり、建築物については意味や思いがあってその色彩にされているため、今回の調査結果からそれぞれ調査項目の色彩を定義付けるには慎重に考える必要がある。

また、両市共通ルールを広めていくには、市民や事業者の共感や納得が必要になると考えている。

<委員>

景観は調和をもってよしとする、というのが基本的な考え方である。

良好な景観の根底には調和というものが大事だという考え方で、個人的には、ただ調和だけでいいのかなという思いがある。例えば、(現在の) 東海道では景観が大体似通ってきて明度や彩度がだんだん低くなっていくが、元の建物は鮮やかな色である場合もある。景観は時間や環境に応じて変わってくる。

あくまでもここ 10 年、20 年の間の調和を目指すという考え方が前提でいいのか確認したい。

<事務局>

10 年、20 年の調和を見据えながら、両市共通のルールを定めていきたいと考えている。

<委員>

感覚的な話になってしまうが、色彩シミュレーションを見て、3 路線とも緑と青が調和のとれてないような違和感がある。

にぎわいが必要なところと落ち着きや趣を引き出そうとするような路線では、色彩と彩度は全く違うものだと感じた。

<会長>

青は寒色系、緑は中間色、オレンジや赤は暖色系といわれ、景観はほぼ暖色系で成立している。委員の意見は、まさに青が浮き立ちすぎて、緑は目立ちすぎるといった意見だった。私は自転車走行レーンを青色にするのをやめてほしいと全国に言っている。

<委員>

道路をつくる時、照明灯等は緑や茶色というのが基本で、それが保護色として目立ちにくいと思っていたが、今こうして見てみると緑が目立って見えることに気づいた。

<委員>

推奨ルールのところで進め方やスケジュールが気になった。どのくらいの時間軸で考えているか、事務局側でもイメージできていると住民へ説明しやすいと思う。

<事務局>

推奨基準の周知の進め方やスケジュールについては、まだ事務局の中でも決まっていない。今後推奨基準を定めた上でどのように広げていくか等は検討していきたいと考えている。

<会長>

目標値とそこに至るまでのスケジュールは大事なので、次回協議会には提示できるように進めていただきたい。

<委員>

両市共通ルールを作るというところに着目すると、変化がないとやる意味がない。旧東海道と湖南幹線を通ったときに雰囲気が変わったなと感じてもらえるかが非常に大事だと思う。

色彩基準はどのあたりが理想なのか、どのあたりを推奨するのかということを一定議論して、これがこの景観にふさわしいのではないかというコンセンサスをこの協議会の中で得られると良いと思う。

<会長>

明確なイメージの提示が必要。景観は行政がするわけではなく、市民の方の協力がないと変化していかないので、きちんと議論された結果を提示して、変化を起こせるようにしていかなければならないだろう。

<委員>

自分が持っている感覚とこの色彩調査の結果が大分違うと感じた。

天候とか季節とか、自分が持っている印象の時期で見ている感覚とは全く違う。

建物が壊れて新しく建て直すとイメージが変わる。草津駅前の近鉄百貨店でも、年代が経つからかなりくすんだ色に見えるが、もともとはもっと艶やかな色だった。人それぞれの感じる感覚は違うというところで、どこで基準を合わせていくのかが気になった。東海道の色彩シミュレーションでは、電線の方が気になり、看板より電線の方をどうにかしないと、と思う。

<委員>

短い区間でもいいので、まずは実際にモデル地区を作って規制をかけてしまうのが良いと思う。そこだけでもまず電線をなくして、看板や建築物を同時に横並びで規制すると、それで景観がすごく良くなったな、と実感してもらえと思う。一般の方にも、規制をすることで景観が良くなったと実感してもらえれば進めやすくなるのではないか。

守りたい歴史的な景観が残っているところでも、建築基準で縛っていないと古くなった建物の建て替え等で現代的な建物が建ってしまい、グズグズしている間にねらいがぶれてしまう。逆に商業的なエリアでどんどん活気を持たせていくところもあると思う。

早急に取り掛からないといけないところと規制を緩めるところのように、メリハリをつけて検討する必要がある。

民間までは難しいかもしれないが、交通標識も含めて暖色系の看板のみとするとまとまりが出る。それには行政の非常に強い信念と覚悟が必要になってくる。お金もかかると思う。協力を求めるにあたっては経済的な部分も必要になってくるだろうし、はっきりとねらいを定めて、協力を求めて進めていくことが大事。

もう1点、県道18号は守山市にも参加してもらいたい。県道18号や湖岸は守山市に繋がっており、守山市に参加いただいたら、さらに景観が良くなると思う。

<会長>

守山市の屋外広告物条例等について情報を出してもらいたい。

<委員>

色彩シュミレーションから、東海道であれば彩度の低い色が見やすいと感じたが、彩度〇以下、とするよりは、統一した方が景観のまとまりが出てくると思う。

ただ、東海道にしても県道18号にしても、各場所によって色合いが異なるので、単純に路線だけでは色彩基準を決めづらいと感じた。

話がそれるが、今回紙の資料が多く、個人的にはペーパーレスにした方が事務局も負担が軽くなるかと思う。

<委員>

道路の場所によって建物の色彩等が変わるので、このシュミレーション写真だけに引きずられると怖い。県道18号のR系のシュミレーションでは隣の看板が赤いからシュミレーションでも赤色が納まって見えるが、白地に緑字の看板が隣なら、赤色はもっと浮いて見えると思う。この資料から、どんな色でも彩度が低いと落ち着くということはわかったが、この資料だけで色彩の議論をするのは難しい。先ほど、緑や青が浮いて見えるという意見があったが、並木道に緑の看板なら馴染んで見えると思う。

道路の景観を構成するものとしては建物もあって、建物を背景にした看板を考えると、どういう基準が妥当か判断が難しい。そもそも2路線のビジョンを協議会でコンセンサスとれていないと思う。東海道の徒歩のエリアについては恐らく共通イメージがあると思うが、県道18号では共通のビジョンが全くない。委員だけでなく市民にもビジョンがなく、色彩基準を作るうえで市民の合意を得るのに大きな課題があると感じた。

<会長>

今回のシュミレーションは気づくための資料で、これに基づいて分析をするというものではない。

大事なのは未来像を共有することで、東海道の未来像は大体共通点があると思うが、県道18号についてもこういう道路だったらいいな、というのが作れたらそれが未来像に

なっていくと思う。

<委員>

推奨基準について再度確認したい。推奨ルールのイメージ図の中に規制という表現を用いられている。この推奨基準は、大津市屋外広告物条例の中の『景観保全型広告整備地区』、草津市屋外広告物条例の中の『広告規制型景観形成地区』という地区の基本方針をイメージされているのか、それとも全く別位置付けを想定しているのか確認したい。

<事務局>

草津市の場合は、東海道の本陣地区を中心としたエリアで広告物規制型景観形成地区に指定しているが、県道 18 号については指定していない。

新たに広告物規制型景観形成地区を設けることについては草津市の中でもまだ協議できていないが、今後、大津市と連携して進めていく中で検討していきたいと考えている。

<委員>

ぜひとも検討していただきたい。また、タイムスケジュールも示していただきたいと考えているので、併せてお願いしたい。

<委員>

広告規制型景観形成地区の中に含めていくのか、また、両市で別出しで定めていくのかという部分については手法の問題なので、まずはしっかり基準を定めて合意形成できれば、必然的にルール化されていくと思う。

■議事（2） 県道 18 号と東海道における自家用広告物の大きさ・高さ基準（案）について

<事務局>

資料に沿って説明を行い、大きさ・高さシュミレーションをご覧いただいた。

<会長>

大津市と草津市を結ぶ県道 18 号と東海道の未来像を順番に伺いたい。

<委員>

県道 18 号の高さについて、現在、10m や 15m という高さ規制があり、シュミレーションでも 10m や 15m は見慣れているが、改めて見るとこんなに高くなくてもいいのではないかと感じた。野立広告物の高さが 10m ほどの高さで統一されていれば、琵琶湖や

山並みの景観を阻害しないだろう。

東海道について、草津市では一部商業地域に入っており高さの規制が 20m以下となっているが、道幅を考えるとそんなに高くなくてもいいと思う。20mというと、サイズ感としては高い印象を持った。

<委員>

いろんな高さの看板が立つ要因の一つに電線・電柱があり、電線等に看板がかかるのをかわすために高い看板が立ってしまう。電話線は 6mの高さを通っているので、看板の高さを 6m以下にしていればすっきりするし、どこかの看板だけが目立つといった不公平感もなくなる。

日本の看板は文字情報が多く、看板の美しさと相反している。シンプルにロゴと会社名のみなら看板が大きくてもそんなに景観を阻害しないだろう。大きさ高さだけでなく、デザインにも推奨ルールを設けた方がいいと思う。

<会長>

デザインをコントロールするのは、数値では表せないから難しい。ひらがなカタカナ漢字アルファベット数字、と文字の種類も多いのでデザイン力が求められる。

規制をかけるなら、文字と写真だけにするなど何か要素を2つまでに絞る方向になると思う。

<委員>

サイズ感というよりも、看板に書かれている要素や色がポイントになると思う。

心地よさや周りとの馴染んでいるかどうかを考えると、建物よりも低い位置の看板はそんなに気にならない。10mを超えてくると空とのマッチが気になる。運転している目線では信号などを見ていて、あまり看板は見えていない。

看板を立てる位置によっても見え方が変わってくるため、一概に高さの基準を定めるのは難しいと思った。

東海道は、電線より低い位置というのが一つの目安になる。大きさに関しては現状の規制の中である程度おさまるので、電線以下の高さで色彩を合わせていけば景観が揃ってくると思う。

<委員>

びわこ東海道景観基本計画の中の屋外広告物による景観形成の目標像を考えると、屋外広告物が対岸景観に影響を及ぼさないというのが一つのポイントだと考える。

琵琶湖や山並みの景観があるところではそれを阻害しない高さの規制が必要であり、一方では道路の利用形態によって規制の目的が違うと思うので、東海道は徒歩での視点、

幹線道路では車での視点を踏まえた議論が必要。

ただ、看板に高さがあると青空の景観を損なうので、一定の高さ規制はかける方がいい。
また、屋外広告物の高さが統一できていることで変化を感じてもらいやすいと思う。

<委員>

屋外広告物は都市の活力を創出しており、うまくコントロールできればにぎわいある景観の材料になる。

シュミレーションから、同じ面積でも縦型や横型など形によって見え方や感じ方が変わると思った。

両市共通ルールを推奨基準とすることについて、規制をかけることで既存不適格になる看板が出てくることから、その影響が出ないように推奨基準としているのかな、と思う。

<委員>

東海道で高層の建物があるところでは、横型の看板では大きく感じるので、縦型の看板の方が合っている。

県道 18 号では視点場からの距離や高さ、看板の大きさによって感じ方が変わる。また、東海道では高い看板は圧迫感がある。電線の高さが一つの基準になると思う。

周りに建物がある場合は、縦型で高さがあるものであれば調和がとれる。

<委員>

東海道では、高さを 9m 以下に規制して推奨基準を 8m 以下とするなど、思い切って規制をかけてもいいと思う。逆に県道 18 号は高さがあまり気にならないので、高さ 10m 以上は規制をかけて、10m 以下を推奨基準とするなど、ある程度高さ等を揃えていくことが大事。

推奨基準の仕組みで、インセンティブとして『景観協力賞』のような表彰制度を作り、地域貢献度や環境への配慮など他のファクターも含めて「こういう屋外広告物がいい」という誘導ができるといいと思う。

<会長>

規制と推奨基準を分けることについては、現段階では決まっていないのか。

<事務局>

まずは推奨基準を広めていくことが大事だと考えている。

<委員>

電線の高さが大体 6m であり、本陣地区の高さ規制もまた 6m 以下なのは重要な気づきだったと思う。

大津市で東海道沿道に地区計画が設定された地域があったと認識しているが、屋外広告物の高さについて何か規制がかかっているか。

<事務局>

東海道沿道で大津市屋外広告物条例の『景観保全型広告整備地区』に基づく地域があり、その地域では屋外広告物の高さは 4m 以下という基準になっている。

<委員>

大津市は 4m 以下、草津市は 6m 以下という基準の地域があり、この基準を東海道全域に伸ばしていくこともひとつの案だろう。

<委員>

大きすぎる看板は、看板が目立ってしまい店が目立たない。シンプルで目立たない看板の方が背後のお店がよく目立つ。

高い看板は、徒歩の目線では全然見ていない。また、生活道路では新たに宣伝する必要性も少ないので、目立つ看板でなくても良いと思う。逆に、県道 18 号は他府県ナンバーの車も走っており、目立つ必要がある。

<会長>

今回のシュミレーションは野立看板だが、壁面看板など建物と一体になっている看板も同時に考えていかなければいけない。

<委員>

看板を必要としている人がいる、という視点も大事。小さく目立たない看板が並ぶとどこに何があるかわかりにくく、まちの調和は取れていても、観光の人の満足度は下がるだろう。

また、不特定多数が飛び込みで来る店やディーラーのようにそこを目指して人が来る店など、店によって看板の目的が違う。店の利用者に応じて基準を検討していくのもひとつだと思う。

<委員>

高さはある程度揃っている方が綺麗。高さを揃えるときに、歩く人の目線・車からの目線では高さや大きさの感じ方が違うので、対象の目線に応じて基準を変える方がいい。

『誰が使う看板か』という視点の話もあったが、車で探す時と歩いて探す時ではまた違うのではないかと思う。

大きさ高さのほかに看板のわかりやすさもセットで検討してもいいのでは。例えば、案内図の書き方ではいろいろバリエーションがあるが、パターンを決めて、路線で統一されているとわかりやすいと思う。

<会長>

高さについては、上限を揃えることが綺麗に見えるコツだと思う。

東海道では6mというテーマをいただいた。両市ともにすでに規制をかけている地域があるので、そのあたりを兼ね備えながら検討していきたい。

県道18号では、高さを揃えると印象が変わるし見やすくなる。何かを揃えると、普通に生活している人が雑音と感せず安定感が生まれてくる。

<会長>

事務局は今回の内容をまとめてください。

また、推奨基準のインセンティブとしてぜひ賞を、と考えているので、検討してほしい。

<委員>

色彩と大きさ高さについて、今の両市の基準よりも景観に配慮できるような基準でまとめていく形で良いか、この場でコンセンサスを得られればと思う。

【反対意見等なし】

⇒両市の現在の基準よりも景観に配慮した基準となるようまとめる。

<委員>

近江大橋を渡ったところに複数の看板が一体化している看板があるが、看板の大きさ高さを考えたときに、単体の看板で考えるのか、それとも全体で考えるのか。

<事務局>

お話の看板は『非自家用広告物』にあたり、来年度以降に検討していく予定である。

今年度は、『自家用広告物』の大きさ高さの基準を検討する。

■議事（3） その他 大津市・草津市の景観計画改定について

<事務局>

資料に沿って両市の景観計画改定について説明を行った。

<委員>

景観計画改定にあたっては、両市ともに景観審議会があり、一方でびわこ東海道景観協議会もある。どの部分をどこで協議していくのか。

大津草津連携に関わる部分はびわこ東海道景観協議会で議論し、景観計画の根幹に関わる部分はそれぞれの市の景観審議会でも議論いただく、ということをお互いに共有しておく必要があると思う。

両市の景観審議会の役割とびわこ東海道景観協議会の役割を明確化したうえで議論いただきたいので、次回整理させていただく。

<委員>

資料の『魅力ある対岸景観形成』について確認したい。

大津市では、なぎさ公園および周辺の魅力向上を目的として公園の整備をされるが、そのエリアの眺望景観について景観審議会でも意見はあったか。

<事務局>

対岸眺望については、大津草津連携でも重要なポイントであり、また、景観審議会でも関心の強いポイントだが、まだ現場での確認ができていないので、今後作業をしていきたいと考えている。

方向性としては、眺望シュミレーションをしていきたいと考えているが、ゾーニング等は今後検討していく。

<事務局>

次回協議会は2月の開催を予定している。

— 終 了 —